

## 資料 1 1. その他まちなか活性化関連団体等

### (1) 岩見沢市中心市街地活性化協議会構成員

区 分	団 体 名	根拠法令
必須構成員	岩見沢商工会議所	法第 15 条第 1 項第 2 号
	(株)振興いわみざわ	法第 15 条第 1 項第 1 号
任意構成員	岩見沢市商店街振興組合連合会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢消費者協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市観光協会	法第 15 条第 8 項
	国立大学法人北海道教育大学	法第 15 条第 8 項
	いわみざわ農業協同組合	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	北海道旅客鉄道(株)岩見沢駅	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	空知中央バス(株)岩見沢営業所	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢地区ハイヤー協会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢青年会議所	法第 15 条第 8 項
	岩見沢商工会議所青年部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢建設協会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢市町会連合会	法第 15 条第 8 項
	岩見沢料飲店連合会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	岩見沢市医師会	法第 15 条第 4 項・第 5 項
	北海道税理士会岩見沢支部	法第 15 条第 8 項
	岩見沢金融協会	法第 15 条第 8 項
岩見沢地方宅建協会	法第 15 条第 8 項	
岩見沢市	法第 15 条第 4 項・第 5 項	

事務局：岩見沢商工会議所

※法とは、「中心市街地の活性化に関する法律」を指しています。

## (2) 活性化事業の実施主体

- ・ 岩見沢商工会議所
- ・ 株式会社振興いわみざわ（まちづくり会社）
- ・ 岩見沢市商店街振興組合連合会
- ・ 各通り商店街
- ・ 岩見沢市
- ・ 民間事業者
- ・ 各種活動団体（下図参照）

### <活性化事業に取り組む活動団体>

- ・ 一般社団法人ろのじ組
  - ・ 一般社団法人いわみざわ駅まるプロジェクト
  - ・ 株式会社ZAWA.com
  - ・ iwamizawa90°
  - ・ NPO法人薔薇香る癒しのまち岩見沢
  - ・ ハッピーレインボウプロジェクト
  - ・ NPO法人はまなすアート&ミュージックプロダクション
  - ・ 株式会社北海道教育楽器
  - ・ プロジェクトXmas 実行委員会
  - ・ 岩見沢商工会議所青年部
  - ・ 岩見沢子育てサポーター まZaらぼ
  - ・ NPO法人炭鉱の記憶推進事業団
  - ・ 利根別川をきれいにする市民の会
- …等